

大阪急性期・総合医療センター間接経費取扱規程

令和3年2月1日 制定

(目的)

第1条 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター(以下「当センター」という。)は、国、独立行政法人及び民間企業などの配分機関(以下「配分機関」という。)による補助事業や受託事業等の実施に伴う当センターの管理等に必要な経費である間接経費(以下「間接経費」という。)について、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」(以下「共通指針」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の定義によるものとする。

(1) 配分機関

国の省庁等(厚生労働省、文部科学省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(A MED)、独立行政法人日本学術振興会等)、その他民間企業及び民間団体の競争的資金等を配分する機関をいう。

(2) 直接経費

外部研究費による研究の実施に伴い、研究計画の遂行に直接必要な経費をいう。

(3) 間接経費

外部研究費による研究の実施に伴い、当センターの研究活動の管理、運営等に必要な経費として、当センターが使用する経費をいう。

(間接経費の額)

第3条 間接経費は、配分機関への申請比率に応じて申請するものとし、採択後は配分機関に請求するものとする。

2 間接経費は、原則として直接経費の30%に相当する額とする。ただし、配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠するものとする。

(間接経費の使途)

第4条 間接経費は、次の各号に定める事業に充てるものとする。

(1) 当センター全体の研究環境の改善及び研究機能の向上

(2) 当センター研究者の研究環境の改善

(3) その他、国の共通指針に準ずる内容(「別紙」のとおり)

2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

(間接経費の執行)

第5条 間接経費は、総長の責任の下で計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保しなければならない。

(間接経費の繰越し)

第6条 間接経費は、原則として翌年度に繰り越すことはできない。

(研究者の異動等に伴う返還)

第7条 研究費に係る契約の変更又は研究者の異動等により、間接経費の返還を行う必要が生じた場合は、直接経費の未使用額に応じ返還するものとする。

(間接経費の配分)

第8条 間接経費は、研究者が所属する診療科又は部門に配分することができる。

2 間接経費を配分する場合は、総長が別に定める間接経費の配分に関する取扱いに則るものとする。

(間接経費の管理)

第9条 間接経費の管理は、臨床研究支援センター長（以下「センター長」）が行う。

2 センター長は、臨床研究支援センター職員に間接経費の執行に係る収支簿を作成し、適正に管理させなければならない。

3 センター長は、必要に応じ間接経費の執行状況について、総長に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 毎年度の間接経費の執行状況については、翌年度6月30日までに配分機関に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

間接経費の主な用途

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

- (2) 研究部門に係る経費
 - (ア) 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - (イ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）
 - (ウ) 特許関連経費
 - (エ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - (オ) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - (カ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (キ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ア) 研究成果展開事業に係る経費
 - (イ) 広報事業に係る経費等